

くすのきプラーザ使用料改定のお知らせ

(開館時間等に変更はありません)

くすのきプラーザをご利用いただきありがとうございます。

出雲市では、維持管理経費の増加等をふまえ、令和8年4月からくすのきプラーザを含む市内202の公共施設の使用料を一斉に改定します。

くすのきプラーザの使用料は次のとおりです。ご理解とご協力をお願いいたします。

<1時間あたりの使用料>

	改定後 (令和8年4月1日から)	改定前 (令和8年3月31日まで)
洋室1(北)	使用料 600円	使用料 500円
	冷暖房料 180円	冷暖房料 150円
	合計 780円	合計 650円
洋室2(南)	使用料 900円	使用料 810円
	冷暖房料 270円	冷暖房料 243円
	合計 1,170円	合計 1,053円
洋室(全面)	使用料 1,500円	使用料 1,320円
	冷暖房料 450円	冷暖房料 396円
	合計 1,950円	合計 1,716円
和室	使用料 700円	使用料 500円
	冷暖房料 210円	冷暖房料 150円
	合計 910円	合計 650円

※使用は1時間単位です。(1時間未満の端数は1時間として計算します)

また、冷暖房の使用時間は施設の使用時間に合わせます。

※営利目的の使用の場合は使用料の10割相当額を加算します。

令和8年4月1日以降の使用分 (2月・3月に申請書を提出する4月利用分 と 3月に申請書を提出する4月・5月利用分) について経過措置を設けます

くすのきプラーザは使用日の属する月の初日の2か月前から予約が可能です



次の①②の条件を満たす場合は、

4月1日以降の使用分であっても、改定前の使用料を適用します。

◆ 条件①

令和8年3月31日(火)までに使用許可を受ける。

(くすのきプラーザ事務室に使用許可申請書を提出し、使用許可書と納付書を受け取る)

◆ 条件②

納期限（原則許可を受けてから7営業日以内）までに金融機関で
使用料を納付する。

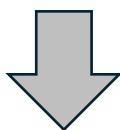


◆ 使用料の納付がない場合、改定前の使用料は適用されません。

◆ 納期限までに納付できなかった場合は、使用許可を取り消す場合があります。許可を取り消した場合は、改めて申請書を提出していただき、改定後の使用料で計算した納付書を発行しますので、必ず、くすのきプラーザ事務室にお越しください。

◆ 4月1日(水)以降に使用許可を受けた場合は、改定後の使用料となります。

**経過措置の適用を受けた
令和8年4月1日以降の使用
(2月・3月に使用許可を受けた4月利用分
と
3月に使用許可を受けた4月・5月利用分)
を取消するときは**



取消された場合でも、原則として使用料・冷暖房料は還付しません。

ただし、次の場合は条例・規則の規定に従って還付します。

取消の際は早めに、くすのきプラーザにお電話ください。

使用者の責任によらない取消	使用料・冷暖房料の 全額を還付
上記以外の取消	還付しません

使用の予約・使用許可申請・使用の取消に関するこ

くすのきプラーザ

☎0853-22-2055

(祝日・休日・年末年始を除く日 09:00~17:00)

使用料の改定・使用料の還付に関するこ

出雲市市民文化部市民活動支援課 ☎0853-21-6952

(祝日・休日・年末年始を除く日 08:30~17:15)